

平成15年3月12日(水)

於：農林水産省4F・第2特別会議室

## 第3回

食料・農業・農村政策審議会

農村振興分科会

農林水産省

午後 1時59分 開会

生源寺分科会長 それでは、皆様おそろいのご様子ですので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第3回農村振興分科会を開催いたしたいと思っております。

私、この分科会の分科会長を務めております生源寺でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、委員の皆様と本日の事務方の出席者につきまして、佐藤農村政策課長からご紹介いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

農村政策課長 農村政策課長の佐藤でございます。

まず、委員の皆様からご紹介をさせていただきます。

有田博之委員でございます。

井上和衛委員でございます。

熊埜御堂朋子委員でございます。

黒川和美委員でございます。

中村良太委員でございます。

平野啓子委員でございます。

三野徹委員でございます。

鷲谷いづみ委員でございます。

以上でございます。

なお、本日は森地茂委員、小田切徳美委員、宮城道子委員、この3名の方につきましては、所用により欠席という連絡をいただいております。

また、平野委員につきましては、本年1月の審議会委員の改選に伴いまして、新たに本分科会にも所属していただくということになりましたことをご報告申し上げます。

続きまして、農林水産省側の出席者について紹介させていただきます。

まず、これに先立ちまして省側の出席者を代表しまして太田農村振興局長より一言ごあいさつを申し上げます。

農村振興局長 ご紹介いただきました農村振興局長の太田でございます。

会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。

先生方におかれましては、年度末のお忙しいところをご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、平成15年度の予算が国会で審議されておりますが、農林水産省といたしましては、

食の安全と安心の確保、食料自給率の向上と食料安定供給の確保を図るための農業の構造改革の加速化など、国民のいのちや生活にかかわる緊急かつ重要な課題への対応とともに、都市と農山漁村の共生対流といった活力ある地域社会の育成に向けた施策を主要課題として位置づけておるところでございます。

大島農林水産大臣も常にお話していることですが、わが国の農山漁村は人のいのちを支える食料の供給という使命を担い、農地、森林、海を通じた資源の循環、環境との共生を実現する重要な役割を果たしております。このようないのち、循環、共生という国民生活の基本的な枠組みを構築するという役割を国の責務として受けとめ、平成15年度予算におきましても農村政策や農業農村整備の推進に取り組んでいく所存でございます。

さて、新たな土地改良長期計画についてでございますが、前回の農村振興分科会よりご審議をお願いいたしております。その後、企画小委員会におきまして5回にわたり新たな計画のあり方についてご検討をいただき、先月中間取りまとめとして整理させていただきました。今回、この中間取りまとめにおいては、先ほど申し上げましたいのち、循環、共生の観点から、農業農村整備事業の各施策をとらえ直し、整理していただいておりますとともに成果目標の重視、計画期間の短縮など、あらたな土地改良長期計画の策定に当たったの基本的考え方についても整理されております。

また、後ほどご説明申し上げますが、国土交通省では所管する9本の長期計画を一本化することとしておりますが、公共事業は社会資本整備として相互に関連する部分もございますので、私どもの土地改良長期計画に関しましても、国土交通省の計画とのさらなる連携強化を図るため、4月以降もそのあり方につき引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

新たな土地改良長期計画がこれからの農業農村整備の実施方向を示す指針となり、農業及び農村の振興に資するものとなりますよう、委員の皆様方の活発なご議論をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

農村政策課長 それでは、他の出席者でございますが、委員の皆様から向いまして、太田局長の左側よりご紹介申し上げます。

日尾野農村振興局次長でございます。

高橋計画部長でございます。

中尾地域振興課長でございます。

齋藤設計課長でございます。

続きまして、生源寺分科会長の右側でございます。

高津審議官でございます。

中條整備部長でございます。

私の右隣になりますが、永杉土地改良企画課長でございます。

岩村計画調整室長でございます。

林田事業計画課長でございます。

また、本分科会の庶務の協力をいただいております国土交通省から平岡地方整備課長にもご出席をいただいております。

以上でございます。

生源寺分科会長 どうありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議題の1でございますが、新たな土地改良長期計画の検討状況についてということでございますけれども、昨年3月に開催いたしました第2回の当分科会の際に、新たな土地改良長期計画については農業農村整備部会企画小委員会で専門的な見地からの意見を求めながら審議を進めていく、こういうことにしておりました。本日はこの第2回の分科会以降、企画小委員会において検討を進めてきたその内容についてご説明をいただき、その後で委員の皆様方からご意見あるいはご質問を受けたいと思います。

それでは、永杉土地改良企画課長よりご説明の方をお願いいたします。

土地改良企画課長 土地改良企画課長の永杉でございます。恐れ入りますが、着座したまま説明をさせていただきます。

新たな土地改良長期計画につきましては、企画小委員会において5回のご審議を賜りまして、先般「新たな土地改良長期計画の策定のあり方について」と題します中間取りまとめを整理していただいたところでございます。

また、この新たな土地改良長期計画の策定のスケジュールにつきましては、また後ほど申し上げたいと思いますが、この企画小委員会中間取りまとめをベースといたしまして、本日の分科会、さらにパブリックコメント等のご意見をいただいた上で、企画小委員会で最終取りまとめを行っていただきまして、本年秋ごろを目途に新たな土地改良長期計画の策定を得るべく作業を行ってまいりたいと考えております。

それでは、早速中間取りまとめの内容でございます。

資料の2の1ページをごらんいただければと思います。

まず、「はじめに」の部分でございますけれども、現行の土地改良長期計画は平成5年度から18年度までを計画期間といたしておりますが、15年度から新たな土地改良長期計画の策定を行います背景について簡単に整理してございます。

国民意識の変化といたしまして、食の安全、安心に対する消費者の関心の高まりなどを挙げているほか、新たな土地改良長期計画を策定する要因となっております食料・農業・農村基本法の制定、基本計画の策定、土地改良法の改正、また骨太の方針2002等について記述してございます。

次に、1の食料・農業・農村にかかる施策の基本方向でございますが、新たな土地改良長期計画の策定に当たりまして、踏まえるべき施策の基本方向を整理してございます。

まず、新たな土地改良長期計画のベースとなるものといたしまして、基本法の考え方を挙げてございます。

次に2ページにまいりまして、新たな土地改良長期計画の前提となるものといたしまして、(2)におきまして食料・農業・農村基本計画のポイントを記述してございます。長期計画においては、食料自給率ですとか、あるいは必要となる農地面積を確保すべく、こういったものを前提としているということでございます。

それから、(3)では「食」と「農」の再生プランについて記述をしてございます。

次に、2の新たな土地改良長期計画のあり方についての基本的考え方についてでございます。

企画小委員会におけるご議論では、土地改良事業につきましても消費者、国民の視点を重視して進めるべきであるというご意見を多くいただいております。農林水産行政につきましては、昨年BSEの発生等を背景にいたしまして、食と農の再生プランが公表され、消費者に軸足を移した政策に転換を図るために各種の改革を進めるということになってございます。ここでは消費者、国民の視点に立った新たな施策の展開のために、土地改良長期計画においても新たな視点が必要ではないかということを述べてございます。

その中で、これまで消費者、国民の視点に立った施策説明が十分ではなく、専ら農業、農村のための整備としてとらえられてきた面があったということを記述してございます。また、今後消費者・国民にどのようなサービスを提供するのかという視点に立つことが不可欠であるという認識をここで示してございます。

3ページにまいりますけれども、土地改良事業の基本となりますのは、やはり基本理念でございますが、食料の安定供給と多面的機能の発揮、そしてこれらを実現するために必

要となります。農業の持続的発展と農村の振興という考え方がございます。これらの理念を消費者・国民に対するサービスの提供という視点からとらえ直しますと、局長のごあいさつにもございましたとおり、いのち・循環・共生というものではないかということで位置づけてございます。

まず、いのちにつきましては、安全で安心な食料を安定的に供給することによりまして、消費者・国民のいのちを守るといこと、循環につきましては、循環型社会の形成が重要となる中におきまして、農業は土・水・生物などの自然の有しております循環機能に基礎を置いておりまして、水の循環ですとか、バイオマス、すなわち有機性資源の循環的利用を担っていくこと、また共生につきましては、農業生産活動の本質といたしまして、自然の力をかりながら自然と共生して行われる活動であること、社会的な面で申しますと、都市と共生して美しく心安らく国民のふるさとづくりですとか、自然環境と調和した地域づくりが求められていることといったようなことを意味しております。

次の(2)の主要な施策の考え方でございますけれども、次の4ページにまいりますが、いのち、循環、共生という3つの視点に対応しまして、右側の方には7つの施策を挙げてございます。この7つの施策につきましては、次の3のところの中身をご説明させていただきたいと思っております。詳しい説明は省かせていただきますけれども、ここで別紙をごらんいただければと思っております。この資料では一番最後のところについております。

左側に施策に取り組む視点ということで、いのち、循環、共生というものを挙げてございまして、そこで7つの施策を施策区分として挙げてございまして、それに対応して主な成果目標、成果指標、これは主に数値としてどのような成果を上げていくかということでございます。それと、農業上の成果目標と、さらに消費者・国民の視点から見た成果目標ということで整理をしております。

これらにつきましては、ここでは成果指標の具体的な数値目標等については盛り込んでございませんが、この中間取りまとめ、さらには今後のご審議を踏まえまして、事務局において検討を進めさせていただきたいと考えております。

次に、元の資料の4ページの中ほどに戻っていただきたいと思っております。

その7つの施策の考え方を挙げてございます。

まず、(1)の意欲ある農業経営体の育成支援という施策でございます。

現在までに区画整理済み、30アール程度以上の水田が約6割まで達するといったような、相当量の優良な農地ストックが蓄積されてきております。今後はこうした農地の有効活用

の視点ですとか、あるいは今後の構造政策の方向を踏まえまして、従来の整備率の向上といったものを主目的とした整備から、農地の利用集積や経営体の育成等の、そういった成果を重視した整備に転換をしていくということを打ち出しております。

ねらいといたしましては、大規模経営をつくり、それによって労働時間の短縮ですとか生産コストの低減を図っていくということでございます。

次に、5ページにまいりますけれども、(2)の総合的な食料供給基盤の強化という施策でございます。

これまでの整備によりまして、地域間におきまして整備水準の格差が生じてきていることを踏まえまして、今後は地域の目指す農業の方向ですとか生産基盤の状況などを地域の特質に応じた整備を効率的に実施することによりまして、生産性の高い優良農地の確保を図っていくという考え方を述べてございます。

特に中山間地域等の条件不利地域におきましては、営農の継続に必要となる条件整備を図ることが重要ということで、農業機械の搬入に必要な農道や、地形に応じた簡易な区画整理などを行いますほか、営農形態に応じまして直接支払いなどのソフト対策等とも連携を図りながら事業を実施いたしまして、耕作放棄地の発生防止と農地の有効利用を図るという方向性を述べてございます。

また、2つ目のポツのところでございますが、各地域での水田利用の選択を踏まえまして、水田の汎用化を図りまして、麦、大豆、飼料作物等の畑作物の導入・定着を推進することにしてございます。また、米政策改革の方向も踏まえまして、地域の水利事情等も踏まえて、水田の畑地化を実施していくということにも触れてございます。

次に、(3)の安定的な用水供給機能等の確保でございます。

農業用配水施設につきましても、これまでの整備によりまして基幹的な施設のストックは全国で水路が約4万キロメートル、取水施設等が約7,000カ所となっております。今後は更新時期を迎えるものが増加していくということが見込まれております。したがって、更新適期に応じた計画的・機能的な更新を行っていくことを方針として述べてございます。

その際に、予防保全という考え方を導入いたしまして、機能診断を行い、適期に整備補修を行うことによりまして長持ちをさせるという趣旨でございますけれども、そうしたことによりまして既存ストックの長寿命化ですとかライフサイクルコストの低減を図っていくということにしてございます。

また、ここでは水利施設の管理の大宗を担っております土地改良区につきましても、組織運営基盤の強化ですとか、地域と連携した管理体制の整備を図ることが重要だということに言及してございます。

次に、6ページにまいりますけれども、(4)の農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献という項目でございます。

農地防災対策につきましては、農業面だけではなくて地域防災的な機能も有しているところでございます。そうした機能も明らかにしながら地域で実施をしていくという考え方を整理してございます。

それから、次の(5)の循環型社会の構築に向けた取り組みでございます。

昨年12月にはバイオマス・ニッポン総合戦略が策定されてございますけれども、農業農村整備事業につきましても、従来、農地、水という2つの資源を対象としておりましたが、これに加えまして、今後は有機性資源や環境資源も施策の対象としてとらえていくということの一環といたしまして、有機性資源の活用についての考え方を整理してございます。

ここでは、資源循環に向けました地域活動を支援しつつ、新技術等を用いまして、エネルギーや製品として有機性資源を利活用するためのモデル的な施設の整備などを総合的に実施していこうという方向を打ち出しております。

それから、(6)でございます。

自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造ということでございます。

農業農村整備事業は、これまで農業の生産性の向上などを主眼に実施してきておりますけれども、平成14年度から施行されました土地改良法の改正によりまして、環境との調和への配慮が事業実施の基本的な要件とされたところでございます。これを踏まえまして、農業農村整備事業につきましても、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業内容に転換するということを改めてここで明確に位置づけてございます。

農業農村整備事業を実施する上におきましては、市町村が農村地域の環境保全に関する基本計画となります田園環境整備マスタープランを策定することとなっておりますけれども、今後その早急な策定を進めまして、住民参加のもとに生態系の保全に資する水路の整備などを着実に推進することにしてございます。

自然環境に関する事業の成果というものにつきましては、どのような指標によるべきか、これまでのところ必ずしも十分な知見が少ないという面がございますけれども、今後考えていく上におきましては、生物のにぎわいといったような視点が重要ではないかと考えて

おりまして、環境保全型の水路の整備などを通じまして、蓄積を図りながら、さらに研究を今後もしていきたいということをここで述べてございます。

7ページにまいりますが、(7)の個性ある美しいむらづくりでございます。

農業集落排水施設の整備につきましては、今後下水道や合併処理浄化槽との連携を図りながら、現在の中小都市並みの整備水準を目安としていくということをここに位置づけてございます。

また、農業水利施設の整備に当たりましては、農業用水は自然環境ですとか水辺空間の形成、地下水の涵養といったような機能、さらには親水、景観、防火といったような、地域用水というような機能も持っておりまして、多面的な機能を持っているところでございます。

また、水循環という視点からこうした機能を一層発揮させていくことが重要ではなかろうかということで、そういったことをここに盛り込んでございます。

また、3つ目のポツでございますけれども、都市と農山漁村の共生対流の視点から、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向けまして、美しい農村づくりを地域住民の参加のもとに進めるといったようなこと、さらにはITの積極的な活用を図るといったような方向をここで位置づけてございます。

それから、7ページの下から3分の1あたりのところでございます4の施策の実施に当たっての留意事項でございます。

まず、農林水産施策の連携強化でございますが、成果目標を達成していくためには、農林水産施策の中でハードとソフトの連携、すなわち担い手の育成ですとか農業経営の安定、技術開発、流通等の各種の施策との連携が重要であるということで、その一層の強化を図っていくという方向を位置づけてございます。

また、8ページにまいりまして、他府省の施策との連携でございます。

これは後ほど申し上げますが、特に国土交通省で今回9本の長期計画を一本化するための社会資本整備重点計画法というのが国会に提出をされておりまして、こうした施策との連携を重視していくという趣旨で、連携の強化についてここに盛り込んでございます。

それから、(2)では国と地方の適切な役割分担と連携について触れてございます。

また、(3)ではより効率的な施策の実施ということで、成果目標の実施に向けまして事業評価の厳格な実施、コスト縮減努力、工期の徹底した管理を行います時間管理原則の遵守といったことが重要であるということで述べてございます。

それから、5にまいりまして、計画策定に当たっての留意事項でございます。

(1)の成果目標の重視でございますが、骨太の方針2002等も踏まえまして、また施策の必要性と役割について国民への説明責任を果たしていくという観点から、計画の重点を従来の事業費目標から成果目標、言いかえますとアウトカム目標という呼び方でございますけれども、そういったものに転換をするということにしております。

そして、主要な課題ごとに成果目標と、それからその進捗度合いの目安になります施策の成果指標というものを設定するということを述べてございます。

(2)にまいりまして、農業情勢等の変化に対応するための計画期間の短縮化ということでございます。

現行制度では、土地改良長期計画は10年を1期としてございますが、その前提になります食料・農業・農村基本計画が10年後の目標を示しつつ、おおむね5年ごとに見直されるということになっていることと、あるいは他の公共事業長期計画が5年ごとに策定されるということ等も踏まえまして、短縮をすることが適当であるという趣旨のことをここに盛り込んでございます。

それから(3)、最後の項目でございますけれども、今回の土地改良長期計画では国民の意見を反映した計画策定を行うということで、地方懇談会の開催、あるいはパブリックコメントの募集を行うということ、さらに計画の策定過程の情報公開を行うということなどによりまして透明性を確保していくべきであるということを述べてございます。

中間取りまとめの概要は以上でございますけれども、先ほどちょっと申し上げました国土交通省の方での長期計画をめぐる動きと土地改良長期計画の関係について、若干補足してご説明をさせていただきます。

公共事業関係の長期計画は、現在政府全体で15本ございます。そのうち9本が平成14年度と15年度で期間が満了することになってございます。

国土交通省の長期計画は、これまで分野ごとに緊急措置法がありまして、それぞれの緊急措置法に基いて長期計画が策定されておりました。国土交通省では、今般社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するために、これらの計画を一本化するという案を出しておられます。これにつきましては、お配りしてある資料のうちの後ろの方でございますが、参考資料の5をごらんいただければと思います。

この資料のとおり、道路、交通安全施設、空港等の長計を一本化するということで、緊急措置法を廃止してこの社会資本整備重点計画法をつくるというようなことでございます。

5カ年の計画を策定するというのが内容になってございます。

こうしたことに伴いまして、政府全体でも公共事業関係の長期計画を一本化すべきではないかというような議論が同法案の国会審議の場でも出されているところでございますが、今回土地改良長期計画についてはこの計画には参加をしていないわけでございますけれども、その理由といたしましては、農林水産関係公共事業につきましては、食料・農業・農村基本法など、農林水産分野ごとに基本法がございまして、それぞれの基本法の理念に基づいて、他の農林水産施策と一体的に実施する必要があるということで、現行の基本法のもとでの体系でいこうということになっているところでございます。

しかしながら、農林水産公共事業の中には道路と農道、下水道と集落排水施設のように、関連する部分がございます。これらにつきましては今後両省間で計画段階や地域レベルでも連携を強化していこうということで、今後国土交通省と相談をしていきたいと考えているところでございます。

そうしたことから、今後連携の基本方針ですとか連携体制、あるいは連携プロジェクトについても、どのようなものがあるかということや国土交通省とも相談をしたいということで、長期計画の策定のスケジュールにつきましては社会資本整備重点計画の策定と同時期の本年の秋ごろを目途としたいと考えているところでございます。

現在、パブリックコメントを2月の14日から3月13日までの間、募集をいたしております。今後このご意見も踏まえまして、企画小委員会で最終的な取りまとめを行っていただいた上で、地方懇談会の開催、関係団体への説明を行い、農村振興分科会への計画案の諮問、答申を経まして、今年秋ごろを目途に閣議決定により新たな長計を策定したいと、こういうスケジュールで考えているところでございます。

以上でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見あるいはご質問があれば、どうぞご遠慮なくお願いいたします。

いかがでしょうか。

有田委員。

有田委員 意見でもよろしいですか。

生源寺分科会長 もちろん結構でございます。

有田委員 きょういただいた資料で、3本の柱で整理されているというのは非常にわか

りやすく説得力あるものだというふうに思いましたが、幾つか私の日常関係していることとの多少とも関連もありまして、意見を申し上げたいと思います。

一つは、農地資源について 470万ヘクタールという数値が示されていますが、農地を保全するという場合、今量的保全だけでは多分だめなんだろうと。この 470万というのは農振地域の農地面積でございますね。農振地域以外には多分70万ヘクタールぐらいの農地が今あるんだろうと思うんですが、都市計画というのがだんだん枠組みが緩くなってきて、農村地域にどんどん宅地化が侵入していく。そういう過程でばらだちがどうしてもふえていく。これから生産性の高い農地を確保していくとか、農家が減っていく場合に、やはり集団的な資源をどう確保していくのかという観点を重視すべきだろうと。これは中山間地域もそうなんですが、都市近辺の農地の集団性というのをどう確保していくのかという。

私はこの中でどこかで触れていただきたいと思うのは、農地資源というものをトータルとしてどう保全するかという視点を少し明瞭にさせていただきたいという気がいたします。

それで、それとの関連なんですけれども、耕作放棄の防止について触れられているのが、(2)のところであったかと思うんですが、ここも総合的な食料供給基盤強化のところでも触れられていますが、この文脈だけで読みますと中山間地域の問題としては耕作放棄の発生防止について触れられているわけですが、都市地域の耕作放棄地も非常に多いことは皆さんご存知のとおりでありますので、最初のパラグラフあたりのところに耕作放棄の発生防止というキーワードを入れるということを提案させていただきたいと思います。

それからもう一つは、これは水利施設の改修の問題ですけれども、私、幾つかこれに関連した環境対策の協議会なんかに参加させていただいているんですが、そのときの印象なんですが、この改修というのをどう位置づけるかですね。

私が経験しました事例では、排水機場の改修なんですけど、そのときに排水機場の改修だけについて周辺の環境対策なんかについては現在の体制では協議できるんですけども、改修の対象となる流域ですね、水域全体をどうこれから新しく作りかえていくのかという観点がどうも入りにくい。

改修というとき、田園環境整備マスタープランというのが多分基本的になるんだろうと思うんですが、この環境整備マスタープランでもって改修事業をやるときに、全域を、それからどういう機能をやるのか、新しい機能をどうつけかえるのかといったようなことが計画の中に盛り込めるようなシステムをご検討いただけると、私の現場で経験したことな

んかがかなり乗り越えられるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

後ほどまとめて事務局から何かあれば、お答えなりコメントをいただくということで、ご意見の方を先に承りたいと思います。

平野委員。

平野委員 質問ですが、7ページの個性ある美しいむらづくり、この中の3つ目の丸ポチの中に住民参加を図りながら推進するとありますが、この住民参加はどのような形を考  
えていらっしゃるのかということの後から教えていただければと思います。

生源寺分科会長 これはご質問という形でご提出されましたので、もしよければ今お答  
えいただければと思いますけれども。

平野委員 既にもしかしたら話し合われたのかもしれないんですが、私はきょうがこの  
委員会への初参加なもので申しわけありません。

生源寺分科会長 農村政策課長。

農村政策課長 これは従来からも取り組みが行われているわけでありましてけれども、で  
きるだけ住民が主体となって景観づくりも含めたむらづくりを進めていこうということ  
ですので、その地域の住民の方はもちろんのこと、都会の方とか、あるいはNPOの方とか、  
いろんな主体が参加しながら、こういった取り組みを現実にもう展開していますけれども、  
今後もそういった幅広い方の参加を得ながら、こういう取り組みを進めていこうとい  
うことで、こういう記述をしているわけです。

平野委員 よろしいですか。

生源寺分科会長 はい、どうぞ。

平野委員 そうしますと、主体ということは住民の中にリーダー的役割の方を置いたり、  
リーダーを養成することなども必要となってくるのでしょうか。その人が引っ張っていく  
という、つまりお役所の方からこれをやりなさいと言われてやるということではなく、そ  
の人たちがリーダーとして自分たちの土地に誇りを持って引っ張っていくというような、  
そういった組織づくりというのもお考えなんですか。

農村政策課長 それぞれの地域によって違うと思うのですが、必ずしもリーダーだけ  
ではなくて、例えばコーディネーターとかいう形もありますし、そういう人材の育成等も重  
要と思いますが、余りそれを国とか、あるいは行政が引っ張っていくということではなく

て、あくまでもボランティアに地域のそれぞれの内発的な努力によって進めていくということでもありますから、地域の特性や事情に応じながら進めていくということになるかと思えます。

平野委員 はい、わかりました。どうもありがとうございます。

生源寺分科会長 そのほかにいかがでございましょうか。

(発言する者なし)

生源寺分科会長 よろしいでしょうか。

それでは、先ほどの有田委員の方から3点ほどかなり具体的な提案なりご意見がございましたけれども、この段階で何かコメントをいただける点がございましたら、事務局の方からお願いしたいと思えます。

土地改良企画課長 耕作放棄の位置づけについては、さらに強い防止対策の位置づけができるかどうか、検討させていただきたいと思えます。

それから、特に都市近郊での農地の集団化、あるいは農地資源の確保をどうするかという点でございますけれども、都市近郊におきましても、例えばこれは15年度予算でございますけれども、経営体育成基盤整備事業というような、担い手の育成を図りながら、農地の利用集積を進めるような事業も盛り込んでおりまして、そうした方向をこの土地改良長計でも考え方として打ち出しておりますので、そうした施策を今後進めていくという方針であろうかと思えます。

また、農地資源をどうするかという点につきましては、これは今のところ農地資源をどうするかということ自体につきましては、食料・農業・農村基本計画を受けて、それを事業面でどう対応していくかというのが、土地改良長期計画の守備範囲になってございまして、また基本計画を踏まえて今のところ目標達成をどうしていこうかというところが長計の位置づけでございます。

また、基本計画で今後どのような農地資源の確保を図るべきかというのは、もし今後の改定のときに議論があれば、土地改良長計の方でも、どこまでできるかといった点は十分検討していきたいと思えます。

計画調整室長 水利施設のお話でございますけれども、先ほどもご説明申し上げましたように、これから更新整備というのが主体となりますので、そういった新しい局面での課題というのが山積しているというふうに認識しておりますけれども。

そういった中で、一つには新しい技術を確立していくということがあるんですが、地元

の方々の感覚として、既にできた施設でございますので、その便益はもう既にあるものという認識で、なかなか放っておいては自動的に機能が維持できるというものではありませんから、そのあたりは国の責務として、食料の安定供給のベースとなるものですから、より積極的に取り組んでいかなければならないということで、平成11年から広域基盤整備計画調査ということで、施設をそれぞれの老朽化のレベルに応じて診断をしていって、最も効率的な更新をしていこうであるとか、それを地元の方々に情報として返してやるとか、そういったようなことも取り組み始めていますし、予防保全という手法を今回から入れることにしているんですけれども、そこらあたりをさらに強化をしていくということも考えていかなければいけないと思います。

その際、土地改良法の改正で環境との調和への配慮ということで、配慮だけなのかということと言われることがあるんですが、これから更新が多くなるということを考えれば、更新の際にももとのあまりその関係について考えなかった時代のものに戻すのか、もしくはもう少し違ったものに戻すのかということで、環境の修復ということにもある部分では取り組みが要る。地域の合意がベースでございますけれども、そういったことについてもこの田園環境整備マスタープランを使いながら、地元との中に入り込んで、合意をつくりながら進めていかなければなりませんけれども、そういった部分を少し強化をしていきたいと思います。

今回、長期計画も比較的短くしていこうということでございますので、毎年の予算制度の検討の中でもそういった成果もこの先まだ半年ぐらいありますので、さらに内容を充実していければなというふうに思います。

それから、先日部会の方で幾つかご指摘がございましたけれども、例えばいのちと共生というのは非常に感覚的に近いものなので、もう少し工夫ができないかでありますとか、それから都市側の視点が強くなっているようですけれども、農村生活者という視点をもう少し強くしたらどうかとか、またご指摘もありましたので、そのあたりも踏まえて、内容について最後の取りまとめまでにもう少し工夫をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

生源寺分科会長 よろしゅうございますか。

有田委員、どうぞ。まだ少しかみ合っていないところがあるような気がします。

有田委員 すみません、特に希望として少し申し上げたいと思うんですが、一つは農地資源の問題ですけれども、今の農政の中でどう位置づくるのか、私はちょっと感覚的にわか

らないところがありますが。これからの農地の資源をどう保全していくかという場合に、土地改良事業をやり、圃場整備をやりと農地が荒廃化しないというのは最近一般的に言われていることです。

もう一つは、個々で予定されているのも、大豆を植えますとか、麦を植えますとか、それからやらなければ放牧地にしますという、中間項がもう一つあってもいいんじゃないかと思うんです。資源保全的な農地の維持方法、例えばカバープランツを植えて維持する。これはツーリズムなんかとも関係すると思うんですけれども、そういった考え方を中間項に挟むと、土地改良事業の役割がもう少し広がるんじゃないかという気がひとつたします。

それからもう一つで、環境対策の点ですけれども、おっしゃるとおりもう便益があって、その便益が地域に定着しているというのは、もちろんそうだと思うんですけれども、これは一時期かなり農業土木に関してはマスコミなんかでキャンペーンをやられて、土地改良資産というのは負の資産であるというような言い方を言われた。そのときのこれを我々がどう受けとめるかという場合に、かつての技術というものが十分であったというふうに受けとめるのか、それは一応その地域においては非常に意味があったんだけど、今日の社会的要請に対して十分なのかという問いかけを個々でやるという、そういうスタンスがあってもいいんじゃないかという気がします。

そのときには、改修をするときに従前の機能はもちろん回復するんだけど、それにトータルとして何をつけ加えるのか、その何かをつけ加えるということに対して対応していくような事業制度ができればかなり幅広い対応ができるのではないかというような印象を持ちました。

生源寺分科会長 今の点等につきましては、局長から一言お願いいたします。

農村振興局長 余りじゃばると何ですけれども、農地全体 470万ヘクタールをどう確保していくかというのは、私どもが直接かかわれるのは、確かに農振農用地以外の農業を振興すべき地域の中で確保すべき農地というのはございますけれども、現実的には恐らくそれだけでは無理で、いろいろなかかわりが大切であると。都市農業というのも一つの位置づけですし。

そういった意味で、有田委員のご提案いただいた中間的な利用の仕方というのも片方あり、またその利用そのものも最近特区の関連で市民農園の開設主体を広げるというようなこともやっていますし、その担い手という形でも農業ということだけではない、そ

う利用の仕方も含めて保全をしていくというのが非常に重要なことの一つ  
思っています。

それから、水利施設の関係でいいますと、先ほどの排水機場をやる  
ときでいうと、恐らく機場を直せば、水路関係は特に今のところ直さな  
くていいというイメージだと思うんです。この田園環境整備のマスター  
プランをつくらうということになりましたのは、これを契機にともかく  
地域全体でまず考えていただく。マスタープランですから、細かい絵は  
かけないと思います。だけど、まずそこで考えて、その中でこの機場の  
周辺、そこがどういう位置づけになるのかと、まずそこをやってもら  
おうじゃないかと。その上で次々とまた、水路にしてももちろん改修と  
かいろいろな段階がありますから、そのタイミングをうまく合わせなが  
ら、どういうことをやっていったらいいかというのを、しかもそれもお  
仕着せということじゃなくて、本当にどうしていこうということを考えて  
いただきたいなという、そういう思いで。

これは逆に言うと、新しい事業が出てくれば、それをまた塗り直すとい  
いましょうか、塗り重ねるといふか、いい形にどんどんしていくという  
意味でいえば、成長するプランだというふうにとらえております。

それからもう一つは、そういうこれまでの整備の進め方、農家なり農村  
のことをよくご存じでない方に、なぜコンクリートで水路を固めたか  
ということの説明すると、ああなるほど、そういうことだと逆に思わ  
れる方もおられまして、維持管理とか効率性の議論をしていくとそこ  
のところが一番大変なんですということは、一部はご理解いただけます  
けれども、国民の全体としてはやはりそれは本当にそれだけでいいのか  
という議論が、もう今は時代が変わっております。

したがって、反省と言っては変ですけども、そういう目標そのものが  
やはりより重層的になっていることにどうこたえていくかということが  
課題だという意味で、これも鷺谷先生がおられるんであれなんですけ  
れども、例えば水路にしても、本当にコンクリートを三面張りにした  
場合でも、下に少し砂利といいましょうか、石ころを並べてあげると  
か、多少のことで相当状況が変わるというようなこともあるような話  
をお聞きしています。もちろんそこはいろいろな技術的なことも含めた  
検証もしながらやらなきゃいけないと思いますが、まずやれることか  
らやるということと、改修のときにあわせてよりそれを強くやってい  
くと。

それから、どの程度そういうものを配慮していくかというボリューム  
の問題があると思

います。全部のところをやるというのは、先ほどの維持管理の議論で言えば、はっきり言いましてまず本当に無理だと思います。そうしたら、そこは本当に調和ある、しかも適正な状態ということ、これは農家だけの維持管理ということではなくて、地域住民が自発的なことも含めてやれるような状況、それが持続的にどう続くかというようなことも共通認識を持ちながらそういうことを続けていける、そのための整備であるという、振り返るようなことがまさに土地改良法で今度決めました地域住民の意見を聴取するということがありますし、また環境との調和に配慮ということであろうかと、こういうふう理解をしておるところです。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、そのほかございませんでしょうか。

熊埜御堂委員。

熊埜御堂委員 質問を簡単に2つ教えてください。

パブリックコメントはとても大事だと思うんですけども、この方法と、こういうのがあるよということ自体をちょっとPRして、どういう方法でとっていったら、現在あと2日で終了ということですが、これまでの数と代表的な意見を簡単にご報告いただければと思います。

それともう一つは、農業の細かい部分はわからないんですけども、関心を持っているのが担い手の育成という、人、モノの人系のところですね。

農業就業者の減少というのと高齢化が図表でも突出しておりまして、そのことと、先ほど言われました生産者、平成22年度約40万戸、大規模経営、効率的経営、安定的経営というところとの関連というんでしょうか、減少している、それから高齢化しているということには現実的対応が必要だと思うんですけども、そのことは別に単純にふやすという対応ではなく、基盤整備であるとか大規模経営みたいな、やり方を変えることによって考えているのか、あるいはこれは農水省だけのことではないと思うので、担い手の育成といったときに、トータルどんなイメージをお持ちなのか、教えていただければと思います。

生源寺分科会長 それでは、第1点目につきましては土地改良企画課長からお願いいたします。

土地改良企画課長 パブリックコメントの募集の方法でございますけれども、一つは農林水産省のホームページに掲載をいたしておりまして、掲示板への書き込みか、あるいは郵送、ファクスを入れるような形で受け付けさせていただいております。また、そのほか

にも地方農政局、あるいは自治体、それから関係団体からも情報発信をするようにいたしております。

これまでの意見については、締め切ってから中身の集計をするつもりですので、まだ件数ぐらいしか手元でわかっておりませんが、今のところ 100件以上のご意見が来ているということでございます。

生源寺分科会長 よろしゅうございますか、まだ内容は……

土地改良企画課長 はい、内容は今の段階ではちょっと整理されておりません。申しわけございません。

生源寺分科会長 それでは、担い手の問題につきましては日尾野次長からお願いします。

農村振興局次長 農業にとって担い手問題というのは大変重要な問題でございまして、高齢化ということと、それから農業者それ自体が地域によってはオール兼業化みたいな世界に変わってきているという状況があります。

2つの方法を模索しているわけでございます。一つは、若い優秀な農業者の方々に農地ですとか農地の所有権だけでなくて利用権といったようなものを集積した格好で、大規模で効率的な農業経営体を育成していく。そうした人たちの中から、例えば法人化が進んで、いろいろ議論がありますけれども、株式会社等々の法人経営を目指していく層が相当出てくることも期待しているという側面があります。

それからもう一点、例えば富山県なんかで代表されるわけでございますけれども、むしろ兼業機会が大変多くなりまして、その中心になるべく、そういったような担い手の方がないというような地域がございます。そういった地域では集落営農という格好で、集落全体で、例えば共同作業をやっていくとか、そういった格好での集落営農体系といいますが、システムというものを構築することによって、将来の農業生産のありようというものを模索すると。

その際特に重要なのは、単に農業生産ということだけではなくて、加工や流通部門までどうやって取り組んでいくかということで、農業サイドに資金なり資本なり利益なりがどういうふうに残っていくのか、そういったような視点がこれからは重要ではないかということで、全体としての担い手論議をやっている最中でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。

(発言する者なし)

生源寺分科会長 なければ、もう一つ議題が、これはその他と書いてあるわけですが、ございますけれども、ございますので、次に進めさせていただきたいと思っております。

それでは、この分科会の下に設置されております農業農村整備部会の審議状況につきまして、これは林田事業計画課長よりご報告させていただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

事業計画課長 それでは、手短にご説明させていただきます。

資料の3と参考資料の6に基きましてご説明させていただきます。

私、事業計画課は農業農村整備部会の事務局を担当しております。

資料の3ですが、昨年の第3回農村振興分科会、この分科会以降の活動状況でございますけれども、農業農村整備部会は昨年の3月に第3回と、それから昨日でございますが第4回を開催いたしまして、おのおのここに掲げられている事項についてご審議をいただきました。

次に、ほかの小委員会の活動状況でございます。

農業農村整備部会は3つの小委員会を持っておりますが、一つが企画小委員会、6回開催いたしました。内容といたしましては、先ほどご説明いたしました土地改良長期計画の中身について数回にわたって検討をいただきました。それから、第4回から世界の水資源とわが国の農業用水についてという話題でご議論をいただきました。

2ページ目に移りますが、2月の第6回小委員会からは、世界の水資源とわが国の農業用水に加えまして、農業農村整備事業の事業評価、経済効果等について検討を始めていただいたところでございます。

それから、次に2つ目の委員会として国際小委員会ですが、2回開催をいたしまして、地域別の国別のODAのあり方についてということで、東南アジアについて検討をいただき、取りまとめをいただきました。

それから、もう来週になりますが、日本で開かれます第3回の世界水フォーラムにつきまして、ご検討ご審議をいただきました。それから、ICID、国際かんがい排水委員会への参加活動についてご審議をいただいたところでございます。

3つ目の小委員会といたしまして、技術小委員会がございますけれども、3回開催いただきまして、一つは環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引きということで、昨年度ご検討をいただきました農業用排水路にかかる環境への手引きに加えまして、今年度はため池、農道、それから移入種についての手引きのご検討をいただきま

した。

それから、特に審議事項といたしましては、計画設計基準のうちの計画基準としての農地すべり防止対策、それと管理基準といたしましてのダム編についてそれぞれご審議をいただいたところでございます。

以上がご審議いただいた活動状況でございますけれども、そのうちの先ほど申しました企画小委員会での水資源についての報告と、それから技術小委での環境との調和への手引きの2つについて、簡単に参考資料6でご説明させていただこうと思います。

参考資料6の6ページでございますけれども、この資料の9ページ以降に本体がついているのですが、それをポイントだけ要約しましたものが6ページ、7ページ、8ページにまとまっております。

この報告は、先ほど申しました京都、滋賀、大阪で来週から開かれます世界水フォーラムへの発信ということで、わが国の立場を説明していくということを目的として取りまとめをいただいたものであります。

内容を本当に簡単にご説明いたしますが、その内容は、一つ目として世界の水資源の現状ということで、地球上にはたくさんの水があるけれども、利用可能な水はわずか0.008パーセントしかない。一方で、世界の水使用量は45年間で2.6倍にもなったと。それから、水の議論については往々にしてヨーロッパ、北欧中心の視点からこれまで議論が進められてきておるのですが、実は世界の水使用の7割が農業用水でありますし、またそのうちの7割はアジアのかんがいに使われているということですから、実に世界の水資源の半分がアジアの農業用水として使われていると、こういったことをアジア・モンスーン地域に住む私どもとしては発信していかなければならないとしているところであります。

課題ということで書いていますが、耕地面積が世界じゅうで増えない中で人口はふえていると、したがってかんがいによって土地生産性を上げていくしかないと、しかしそれに余りにもかかわっておりますと、不適切な水資源の使用に起因するさまざまな環境への負の影響も発生しておると、こういう状況にあるということです。

地域別に見た世界の農業用水という切り口で整理いたしましたが、農業用水の地域性として、農業は自然環境と密接不可分な関係にあるということで、工業用水とか生活用水に比べて非常に地域によって特性が違っているということを指摘しています。農作物の種類ですとか農業用水のあり方も自然環境によって影響を受けて決まっていることや、地域によって作り得る農作物も変わっているといったようなことを指摘しております。

7ページでは、大きく2つに分けて乾燥地域、それから湿潤地域の特性を分析しました。乾燥地域においては、水は少ないけれども日照が豊かですので、水さえあれば非常に高品質な農作物の栽培が期待されることを指摘しております。しかしながら、地下水の過剰なくみ上げ等によりまして土壌の塩類集積とか地下帯水層の枯渇といったような問題が出ている。

他方、湿潤地域におきましては水循環が極めて効率的に行われているということで、地下水涵養ですとか洪水防止等の多面的な役割を果たしつつ、農業が維持されてきておるといふ特徴を持っている。

他方、一つの問題としては、アジア・モンスーン地域にありまして、これまでは農民の伝統的な共同体によってかんがい施設が良好に管理されてきましたけれども、戦後政府主導で大規模な施設がつくられた場合にあっては、農家が参加意識を持たずに管理が粗放化しているという実態もあるということでございます。

3点目として、それではということでもわが国の中を見てみました。

水資源の使用という観点では、わが国は世界でも有数の多雨地域ですけれども、地形が急峻で、河川が短いといったようなことから、その水をいかに有効に利用するかというのが長い間の日本の農民の歴史でございました。水を縦ではなくて横へ横へと広げてきた結果として、毛細血管のように日本中に用水路が張りめぐらされまして、ざっと地球10周分に当たる40万キロにも及んでいるという状況になっているということでもあります。

しかも、その施設の大部分は政府とか行政が管理しているのではなくて、土地改良区というボランティアな農家組織によって管理されているということで、今世界が話題にし、目指そうとしている、農民参加型のかんがい管理というのが日本では既に根づいているということでございます。

農業用水に関する課題としましては、日本においても混住化が進んで管理費が増嵩するということが即ち、ごみを取るとかといった問題によって、管理費が増嵩すると指摘しております。それから、ネットワークの維持のために多大な労力とか資金がかかっているといったような問題があるということでございます。

8ページに今後の展開方法を整理しておりますけれども、農業用水はその使用面からも供給面からも地域性が大きいということを認識する必要があるということなんです。

それから、世界における農業用水のあり方としては、乾燥地域では塩害、地下帯水層の枯渇等の回避を図りつつ、新たな技術を導入して農業用水の持続的な使用を目指す。一方

で、湿潤地域においてはこれまでどおり地下水の涵養等の水循環に関する機能を発揮させ続けまして、あわせて健全な水環境の維持・形成を目指すことが重要だといったようなことを指摘しております。

最後に、わが国における農業用水のあり方ですけれども、国民一人一人が世界の農業用水と我々の生活との水関係について関心を抱き、農業用水を持続的に使用していくことの重要性を認識することが必要であることを指摘しております。

それから、農業者による生産と土地改良区等によるかんがい施設の適切な管理が今後も続けられる必要があるという指摘もしております。なかでも土地改良区が果たしている役割や抱えている課題を地域の水にかかわるあらゆる人々に認識していただき、課題の克服等に協力していただくということが重要であり、一方で土地改良区みずからも理解や協力が得られるような取り組みをすることが必要だということを指摘しています。

それから、土地改良区の取り組みは先ほど申しましたように、世界でもまれなモデルケースだということで、今回の水フォーラムを契機といたしまして、世界の農業者相互の連携を支援していくことがわが国が行える有効な貢献策の一つではないかという提言をしているところでございます。

以上でございますけれども、これらの報告の要約に関連するデータや図表などを加えまして、日本語版と英語版のパンフレットをつくり、来週の第3回世界水フォーラムの場で各国からの参加者に配りまして発信してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上が企画小委員会の報告でございます。

続きまして、この資料の27ページに飛ばさせていただきますけれども、技術小委員会での報告のポイントについてご説明させていただきます。

技術小委員会の資料は、参考資料の6の別添というのを付けておりますけれども、それはちょっと大量ですので、こちらのポイントの方でご説明させていただきます。

昨年度の技術小委の方で農業用水路についての環境配慮の手引きをご審議いただきました。それを受けまして、実はお手元に配付させていただいているのですが、パンフレットがございます。もう既に何度もごらんいただいている先生もいらっしゃいますけれども、この分科会では初めてだと思しますので、お手元の資料をごらんいただきますと、これが昨年度の報告の要約といたしますか、それをわかりやすく抜粋いたしまして、末端の事業所の職員たちが利用しやすいように整理したものでございます。

特徴的なところといたしましては、例えば資料の3ページをごらんいただきますと、図がついていますけれども、メダカなんか水田、小用水路でどのように生きてきたかということ整理してあります。ここで重要なのは、幼体の生育という、メダカの卵ですとか稚魚が育つのは水田だということがポイントでございます。

したがって、気がついてみるとメダカが環境省の指定する絶滅危惧種に指定されてしまったと、いつの間にと皆思うわけですが、水田の排水路を整備する過程で、成魚になって小用水路に入っていったメダカが産卵の時期を迎えて、田んぼに戻ろうとしても、排水路と田んぼの間に大きなギャップがあって田んぼに入れなかったことがこの数十年の中でメダカがいなくなった原因であろうということに気がつきまして、こういったことをもとへ戻していこうという取り組みをしているところでございます。

5ページを見ていただきますと、写真をつけておりますけれども、左側のAというのが従前の古い用水路といたしますと、右の下にあるBというのがコンクリートで整備された効率的な水路というものだろうと思います。私どもが今目指していますのはCのような、水を流す機能は備えつつも、メダカやヤゴが生息できるような空間をあわせ持った、子供たちも遊べるような空間もあわせ持ったような整備をしていこうということです。こういったことをいかに現場の技術者に浸透させていくかがポイントであろうと思い、このようなパンフレットをつくったところでございますけれども、これが小泉内閣のメールマガジンにも取り上げていただきまして、農水省の公共事業も随分変わったといったようなご紹介もいただいているところでございます。

そこで、資料の27ページに戻りますけれども、今年度はこれをため池と農道と移入種というところに拡大いたしまして検討をいただきました。ため池については、堤体部分に加えて水際と後背地との連続性が大事だということで、実はお手元の資料に一番下にA3の一枚紙をお配りいたしました。資料の本体があるんですが、それを一つ一つお開きいただくのが大変なので、1枚にまとめてまいりましたが、この資料の絵の左上のP.1と書いたため池の取り扱う範囲ですが、これまで私どもがため池を工事する場合は、この円形の部分、赤く塗った部分だけを技術者として考え、施行していたのですが、実は生息する生物ということを考えますと、ため池の全体、しかもその後背地とか後ろの部分、水際、全部含めて配慮しないと、そこに生息する生物への大きな影響があるということを経験者に認識させるという観点で、このような絵もつけておる次第であります。

それから、手引きでは調査の手法、それから計画の手法等について述べ、28ページにあ

りますけれども、対象エリアを設定することを踏まえて考えるということを提示していません。この絵でいいますと、左下になります。生態系保全エリア設定の検討例ということで、資料では27ページなんですけど、このようにエリア ということ、ため池と樹林地が連続しているところにどのような配慮が必要か、エリア のように非常に浅くなっていて、例えばサンショウウオなんか産卵場所として生息しそうなところに対する配慮、エリア のように湿性植物が生えていて植物への影響を考えなくてはならない、そこで産卵する魚類への影響なんかを考えなきゃならないといったような、エリアどりをいたしまして、それぞれの地域で環境への配慮対策を講ずるということでございます。

28ページの下の方では、設計についての考え方について整理しております。

29ページになりますけれども、2つ目の項目として農道について整理をいたしました。

農道は、一般的には生物の移動経路を分断するマイナスの影響を与える施設として受け止められがちでありますけれども、一方で分断されたビオトープを連結させる生態学的回廊、エコロジカルコリドーとしての役割も発揮できることを期待されるということで、こういう視点に立って調査、計画、設計をなすべきであるということを目指しております。

この一枚のA3の絵でいいますと、右上の方でございますけれども、農道の絵を書いております。赤いのが農道でありますけれども、田んぼの中を走っているような農道において何をすべきか。ここでは、例えば緑の緑地を残して、もしくは残地を残して緑地を創造するようなことも必要であろうというようなことを書いていますし、それから山の中を走る基幹的な農道になりますと、けもの道を分断しないような対策として、タヌキとかリスとかシカとかが通れるような横断工をつくるということが必要になります。

それから、この青いため池と水路の絵が書いてあります真ん中あたりですけれども、これらでは、例えばサンショウウオですとか、そういったような水生の動物が動けるような対策を講じてやる必要があることを手引きの中では詳細に書いておるところでございます。

最後に31ページですけれども、移入種編ということで、最近問題になっております外来種だけではなくて国内の、例えばイノシシとかニホンカワウソとか、本来日本にいるものであっても、昔はいなかったところに持って行って放すといったようなことがあり、それらすべてに対する影響を指摘いたしまして、注意喚起するために、この手引きの中に取り込みました。

例えば、このA3の絵でいいますと右下のように、これは魚の例、一番わかりやすい例

でありますけれども、本来日本の湖沼に存在しない魚をスポーツフィッシングの観点から放す人が後を絶たないといったことについて、注意喚起するとともに、末端で事業をする際にはそういったポスターを張るですとか、掲示板をつくるといったことで、それらを防ぐといったことについて手引きに盛り込んでいるところでございます。

以上でございますが、これにつきましても、より親しみやすいパンフレットをつくりまして配付してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご報告、ご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(発言する者なし)

生源寺分科会長 よろしゅうございますか。

それでは、本日用意いたしました議題につきましては以上でございます。

なお、土地改良長期計画の策定のあり方については、幾つかご指摘がございました。これらの点につきましては、企画小委員会での議論の中に反映していただければありがたいと、こう思います。

ほかに特になければ、以上で本日の会合は終了いたしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

午後 3時16分 閉会

